

(議長)

日程第16、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求ることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求ることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

定額減税調整給付金及びヒグマ被害緊急対策に係る経費につきまして、令和7年8月15日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課課長。

(議長)

財政課課長。

「財政課課長」

それでは、承認第1号について、補足説明させて頂きます。

議案書3ページの補正予算構成表をご覧下さい。定額減税 調整給付金 不足額給付事業です。定例会資料1も併せてご覧下さい。

本事業につきましては、本年、第2回定例会におきまして、給付対象者を抽出するシステム改修費について補正済みの件でございますが、この度、給付が見込まれる方々の抽出が完了しましたので、9月に給付を開始するため、申請書の郵送経費や給付金など所要の金額を措置したものです。給付の対象者は、790人を見込みます。

給付対象者リストが確定されたことで、早急に支出済、ししゅつ、え一失礼致しました。支出事務を進める必要がありましたことから、8月15日付けで専決処分したものでございます。補正額は、2,446万3千円。財源の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地

方創生臨時交付金です。

次にヒグマ被害緊急対策事業です。資料2をご覧下さい。

本年8月以降、町内でヒグマの出没が続出している状況を受け、北海道は8月12日付で、江差町一円を対象にヒグマ注意報を発出しました。

こうした状況を踏まえ、町では、住民の安全を最優先とし、獣友会や江差警察署、檜山振興局等の関係機関と緊密な連携のもと、緊急に対策を講じる必要がありましたことから、ヒグマの捕獲・駆除、市街地への進入防止を図るべく、8月15日付で所要の経費を専決処分させて頂きました。

補正の主な内訳としましては、町が委嘱している鳥獣被害対策実施隊員に対する報酬・費用弁償のほか、箱ワナのエサ代、エサや被害痕跡であるフンや体毛等を保存するための冷凍庫、ヒグマの市街地への進入を抑止する電気柵、市街地と森林との間に緩衝地帯を設けるための草刈り委託費、町民に対する注意喚起用チラシの配布費用等となっています。

補正額は、650万円。財源の8割相当は、鳥獣被害防止経費として特別交付税が措置されます。

なお、本事業につきましては、議案第9号におきまして、追加対策に係る増額補正もお願いしておりますことを補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求ることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第17、承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求ることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求ることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策に係る経費の、経費につきまして、令和7年8月19日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、承認第2号について、補足説明させて頂きます。

議案書17ページの補正予算構成表をご覧下さい。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策（避難所開設・運営）です。資料3も併せ

てご覧下さい。

8月19日から21日にかけて低気圧や前線が通過し、大気の状態が非常に不安定となつたことで、渡島・檜山地方では、非常に激しい雨が断続的に降り、複数の市、町で、多くの被害がもたらされました。当町におきましても、幸いにして人的被害はなかつたものの、冠水による農業被害や河川の増水による大量の海岸漂着物、町道の路面洗、路面洗掘など多くの被害がありました。

このような状況の中、町は、災害対策本部を設置し、洪水の危険が高まっていた厚沢部町、ん一失礼致しました。厚沢部川流域の水堀町、越前町、中網町及び小黒部町の住民の皆様に避難指示を発令し、北海道江差高等学校及び町文化会館に避難所を開設とともに、特別養護老人ホームえさし荘の協力により福祉避難所を設けました。

また一方で、町内全域において、広報車による広報活動を実施しました。

本件につきましては、こうした第1段階の災害対策として、避難所開設、運営に伴つて、避難された方々、或いは従事した職員の食糧費を、まずもって措置したものです。

住民の生命を守る緊急対策にあたり、予算の補正を行う必要がありましたので、8月19日付け専決処分により、迅速に対応させて頂きました。

補正額は、3万9千円。全額一般財源ですが、災害復旧費を含めて、別途、国や道に対して、特別交付税への算入など財政支援を要請しております。

なお本件、大雨に伴う避難所運営経費に係る人件費等追加分及び災害復旧費につきましては、議案承認第3号におきまして、8月28日付け専決処分による予算補正をお願いしておりますことを補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めるについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回の補正につきましては、人事給与システム改修など17事業に係る経費の補正、1事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、9,332万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70億4,683万9千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第3号について、補足説明させて頂きます。

議案書37ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに人事給与システム改修、令和7年度税制改正対応です。

令和7年度の税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整等の観点から、所得

税、住民税における大きな制度変更が行われることとなりました。それらの制度改正のうち、大学生年代の子等に係る特別控除、特定親族特別控除の創設に伴い、特定親族の登録管理、年末調整への対応等に係る職員人事給与システムを改修します。補正額は、24万1千円。全額一般財源です。

次に、開陽丸青少年センター補助金、管理棟解体に伴う事務所移転です。資料5をご覧下さい。

なお、開陽丸管理棟解体の関連補正につきましては、この後にも4事業ございますが、一括せずに、一つひとつ説明させて頂きますことをご了承下さい。

新道の駅建設に伴い、本年12月の解体撤去を進めている開陽丸センター、開陽丸青少年センター管理棟について、事務所利用している一般財団法人開陽丸青少年センターが、隣接する町のマリンスポーツ交流センターへ移転するための経費を補助するものです。

具体的には、事務備品類の運搬委託費、仮事務所開設に係るオフィス機器の回線移設費及び電源工事費のほか、廃棄物処分費等を計上しました。移転は、11月を予定しています。補正額は、241万5千円。全額一般財源です。

次に、令和6年度障害者自立支援給付費道費負担金返還から令和6年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務までの4事業を、関連がございますので一括して説明致します。

これらにつきましては、関係法令に基づく負担金、交付金の額の確定に伴い、既に交付を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、4事業を合計して480万6千円。全額一般財源となります。

次に、町税過年度還付金です。

過年度に納付された町税の還付金が生じた場合に支出する過誤納還付金について、当初の見込みを上回る法人への還付が発生したこと等に伴う補正を行うものです。補正額は、50万円。全額一般財源です。

次に、個人住民税特定親族特別控除創設に伴うシステム改修です。

令和7年度税制改正により創設される個人住民税の特定親族特別控除に関わって、令和8年度個人住民税への適用にあたり、確定申告システム及び総合行政システムを改修します。補正額は、40万1千円。全額一般財源です。

次に、令和7年度子育て支援センター外構柵改良です。資料6を併せてご覧下さい。

来年度供用開始として進めている町立統合北部保育所に併設される子育て支援センターの外構柵について、既設の木柵をメッシュフェンスに改良することで、施設の安全性強化を図ります。工期につきましては、本年9月以降、本体移転改築工事と調整を図りながら、来年の3月末までに完成する事としています。

本件、この時期での補正上程となりましたのは、施設所有者である北海道との協議、調整に時間を要しておりましたことを補足致します。補正額は、750万2千円です。財源の地方債は、過疎対策事業債となります。これにつきましては、既に予算措置している本体工事分の過疎債を増額するものですので、地方債補正も併せて行っております。議案書41ページに記載がございますので、ご確認下さい。

次に、新型コロナウイルス予防接種支援事業です。資料7をご覧下さい。

新型コロナウイルスワクチンについては、特例臨時接種が昨年3月31日で終了し、令和6年度以降は、予防接種法に基づく定期接種として市町村が実施することとなりました。

当町では、昨年に引き続き、接種費用の一定額を助成することで、対象者の経済的負担軽減を図り、ワクチン接種の動機づけを促進し、感染拡大防止及び重症化予防を図ります。

補正の内容につきましては、接種費用の自己負担額、約1万5千円に対して、1万1千円を町が助成するものとし、対象者数については、過去実績を踏まえ、全体で550人程度と見込みました。補正額は、594万3千円。全額一般財源です。

次に、水産物供給基盤機能保全事業です。資料8をご覧下さい。

本事業は、北海道が管理する江差追分漁港泊地区の維持に係るもので、昨年度に実施設計を行いました北船揚場張りブロックの段差解消と先端部コンクリートの欠損に係る修復工事について、漁港漁場整備法第20条の2の規定に基づき、地元負担金として支出するものです。

具体的には、事業費2,500万円のうち国が1,500万円を負担し、残額の1,000万円について、北海道が2/3、町が1/3を負担します。補正額は、333万4千円。全額一般財源です。

次に、“古くて新しいまち江差”観光振興地域DMO事業開陽丸管理棟解体に伴うみらい機構移転補助です。資料9をご覧下さい。

新道の駅建設に伴うみらい機構の事務所移転補助です。

移転先について、みらい機構本体は、人材開発センターまなびっく、開発、えー失礼致しました。観光案内所は、町会所会館として進めているもので、補正の内訳については、開陽丸財団同様に、事務備品類の運搬委託費、オフィス機器の回線移設費のほか、まなびっく事務所の賃料を計上しました。移転は同じく11月を予定しています。補正額は、173万円。全額一般財源です。

次に、フリーWi-Fi及びミニFM撤去です。資料10をご覧下さい。

開陽丸管理棟解体に伴って、現在は、開陽丸管理棟内、かもめ島島下売店及び島上ステージに設置されているフリーWi-Fi及びミニFMの送受信設備を撤去するものです。撤去に係る委託費を計上しました。補正額は、50万6千円。全額一般財源です。

次に、旧町営レストランの設備改修小上がり解体等です。資料11をご覧下さい。

開陽丸管理棟解体に伴って、みらい機構が運営する、ぷらっと江差が閉鎖となります。が、引き続き出店を希望する出店者の移転先として、クリエイト北海道が運営するホライズンにおいて受け入れるため、旧町営レストラン中央部の小上がりと腰壁を撤去し、店舗内の間取りを整えます。撤去に係る工事請負費を計上しました。補正額は、65万2千円。全額一般財源です。

次に、令和7年度町道除雪対策です。

今冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人工費、融雪剤、防雪柵等の

資機材及び北部地域の除雪委託費等を措置します。補正額は、6,391万3千円。全額一般財源です。

次に、開陽丸船体現状確認調査です。既存事業の増額補正となります。

文化庁のパイロット事業として、令和5年度から2か年で実施しました本調査について、今年度は埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で進めてきたところ、文化庁より、補助金額の増額とともに、開陽丸遺跡の登録記念物登録の打診を受けました。

こうした中、町と町教委としましては関係課協議を行い、水中遺跡の指定、登録による開陽丸遺跡の保護の拡充及びまちづくりへの有効活用を図るため、令和8年度登録に向けて、補助金増額を受け入れ、所要の事務手続きを進めることと致しました。

補正の内訳につきましては、登録のため必要となる開陽丸遺跡調査報告書の印刷製本費と、文化庁との協議に係る職員の出張旅費を計上しました。

補正額は83万円。財源はご覧のとおりです。

次に一般補正の最後、開陽丸遺物の保存、活用です。こちらも既存事業の増額補正です。

開陽丸管理棟の解体に伴い、開陽丸記念館も11月から閉館、えー失礼致しました、休館することになりますが、休館中も開陽丸のPRを継続するため、展示モデルを作製し、旧檜山爾志郡役所の一室で展示致します。

展示モデルは、開陽丸の歴史を紹介するパネルを作製するほか、既存の砲弾の重量体験設備を移動可能なうちにリニューアルし、札幌市など町外でも出張展示が可能な仕様とします。補正額は、55万円。財源のその他特定財源は、イオン北海道株式会社、株式会社ダイエーの寄付で発行された、ほっかいどう遺産WAONによる北海道遺産保全、活用助成事業を充当するものです。

最後に、財源更正です。令和7年度権利擁護人材育成事業です。

本事業は、既存事業の権利擁護事業費の財源更正を行うもので、北海道から7月25日付けて権利擁護人材育成、人材支援体制構築事業100万円の交付決定を受けましたことから、同額、道支出金を増額し、一般財源を減額します。

以上、一般補正17事業、財源更正1事業、計18事業の補正額の合計は、9,332万3千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー只今、説明頂きました中で、えー新道の駅の関係で、開陽丸青少年センター解体に伴うところの関連、事務所の移転や施設の移転経費であります。

この例えば、まず、総務企画費の開陽丸青少年センターこれにつきましては、ま、道の駅完成後には、新しい事業者によって一体的運営がされると言う事でありますから、えー新しくオープン後には、この今の、あー仮事務所につきましては、また修復して戻す、元に戻して返還しなきゃならないと思いますけれども、そういう見込みでよろしいのか。

また商工観光費の関係で、みらい機構の移転であります。えーこれにつきましても、同じような考えでよろしいのでしょうか。

新しい道の駅完成後には、そちらの方に入って、現在、仮店舗につきましては、元に修復して、返還する。

また、あのー同じく商工観光費の関係で、町、えーレストランの小上がりの改修につきましても同じような、あー考え方でよろしいのか、この3点について質問致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員からのご質問にお答え致します。

えー開陽丸管理棟の解体に伴いまして、えー開、えっと、現在の一般財団法人開陽丸青少年センターの事務室につきましては、あーご説明の通り、えーマリンスポーツ交流センターの1階の方に移転を致します。

で、えー開陽丸につきましては、新しい道の駅が出来ましたら、えー基本的には新しい事業者が開陽丸の運営も一体的に担うと言う事なっておりますので、職員の引き継ぎも含めて、えー新しい道の駅の中での従事というふうになるというふうに理解しております。えー、あつ以上でございます。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

はい。えっと、私の方からは、えーと、みらい機構の移転に関わる部分に関してお答え申し上げます。

えっと、みらい機構の事務所につきましては、えー資料9にあります通り、えー事務機能の方に関しましては、まなびっくの方に、それから観光案内業務につきましては、町会所会館の中にあります観光案内所の方に移る形となります。

えー新しい道の駅が出来ましたら、一応あのー、みらい機構に関しましては、えー新しい道の駅の中出来ます事務所内の方に移転する予定となっております。

えーそれから、えーレストランの小上がり改修に関しましては、えー今回、そのぶらっと江差が閉店することに伴いましてですね、えーぶらっと江差で取り扱いしている商品の一部を、えーこちらの方で取り扱い頂く、頂くと言う事で、あのースペースが足りなくなるものですから、小上がりのそのコンクリートのタタキがあるんですけども、そちらの方をですね、壊して、えーフラットな状態にすると言う事でございます。

えーそちらの方が終わりましたらフラットな状態は継続するという形になっておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求ることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めるについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策に係る人件費などの追加分の経費につきまして、令和7年8月28日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、承認第3号について、補足説明させて頂きます。

議案目次その2、3ページの補正予算構成表をご覧下さい。

本件、8月19日の大雨等に係る災害対策の追加補正となるもので、関連がございますので一括してご説明させて頂きます。

まず、最初の職員人件費と最後の避難所開設、運営の2事業についてです。

本件につきましては、当日の災害対策に従事した職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当のほか、避難所で使用した食糧備蓄品の補充、毛布のクリーニング代や一般消耗品費を措置したものです。補正額は、人件費が70万7千円、避難所開設・運営が29万4千円です。

次に、海岸漂着物緊急対策です。資料No. 2の方の資料11をご覧下さい。

増水した河川の影響等により、当町全域の海岸線に大量の流木等が漂着しました。町内では、9月上旬以降、秋サケの定置網漁が開始されますが、漂着物が再度海へ漂流することで、定置網へ絡みついたり、網を破ったり、或いは船の航行に支障を来たしたりと、漁業生産活動に大きな悪影響を及ぼすことから、漂着した大型の流木等を陸側へ移動するための委託費や重機借上料等を措置しました。補正額は、451万円です。

最後に、道路被害復旧及び河川被害復旧です。資料12をご覧下さい。

大雨に伴う町道の路面洗掘や路肩決壊の復旧、普通河川の越水による流出土砂等の撤去に係る請負経費及び重機借上料等を措置しました。補正額は、道路復旧が66万6千円、河川復旧が92万6千円です。

これらの災害対策につきましても、住民の生命、財産を守るため緊急に対応する必要がありましたことから、各費用の積算が完了した8月28日付けで専決処分させて頂いたものです。

補正額の合計は、5事業を合わせ、710万円、えー失礼致しました、710万3千円となりました。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(『なし』の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第3号、令和7年度江差町一般会計 補正予算（第12号）の専決処分の承認を求ることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第20、議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

について、及び日程第21、議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました、議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層推進するため、江差町職員の育児休業等に関する条例及び江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

えーそれでは私の方から補足説明申し上げます。議案書は27ページから33ページ。え一定例会資料は7ページの資料4を合わせてご覧下さい。

えー今回の一部改正につきましては、公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う福祉労、労働福祉に関する法律の改正に伴っているものでございまして、えー育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、えー職員の、おー育児休業等に関する条例の一部を改正する他、併せて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国家公務員と同様の扱いにするため、職員の勤務時間および休日休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

えー改正の主な内容でございますが、あ一部分休業の取得に、取得する時間制限などの緩和や新たな取得形態に係る承認の規定を追加する他、仕事と育児の両立支援制度の利用に関し、個別に情報提供や意向確認を行うなどの規定を追加するものでございます。以上

が補足説明となりますので、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

今回の補正につきましては、厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金及びヒグマ被害緊急対策の追加分に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,600万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70億6,994万4千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第9号について、補足説明させて頂きます。

議案目次その2、17ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに、厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金水道管移設です。資料13をご覧下さい。

北海道により進められている、道道乙部厚沢部線歩道拡幅事業に伴い、事業区間の一部となる小黒部町における既設の水道管を移設するため、管理者である厚沢部町が発注する実施設計委託費を地元負担金として、厚沢部町へ支払いするものです。

先般、厚沢部町から、用地交渉等が進捗し、来年度着工の見通しがたったことで、予算措置に係る協議、要請を受けたものでございます。

道道拡幅工事の工事延長は1,690.99m、このうち用地交渉が完了した1,166.78mについて、本年度に実施設計を行います。

補正額は、821万7千円。全額一般財源ですが、今後、12月定例会を目途に、過疎対策事業債への財源更正を予定しています。

なお、本件については、来年度以降、道道歩道拡幅工事と併せ、厚沢部町において水道管移設工事を進めて行く事になり、引き続き、地元負担金として厚沢部町へ支払いすることになります。

工事費については、今後実施設計により明らかになっていきますが、水道管の移転に関しては、北海道から補償を受けられる見込みです。補償金で工事費を賄いきれない分につきましては、同様に、過疎対策事業債を充当していく考えでありますことを、前もって補足させて頂きますので、ご理解頂きますようよろしくお願ひ致します。

最後に、ヒグマ被害緊急対策事業追加分です。資料14をご覧下さい。

北海道ヒグマ、北海道ヒグマ注意報の発出を受け、田沢町、尾山町、伏木戸町、柳崎町を重点警戒区域として定め緊急対策を講じて参りましたが、8月17日以降、南浜町から椴川町において家庭菜園の食害被害や住宅地付近での痕跡が相次ぎ発生しました。

その後、町では、北海道ヒグマ緊急時等専門人材派遣事業を活用し、ヒグマの専門人材を招き、ヒグマの捕獲・防除に関するご助言を頂きながら、ヒグマの行動範囲や移動経路の推定、出没要因の特定に努め、電気柵や箱ワナを設置するとともに、実施隊員、警察等と緊密な連携のもと、巡回パトロールを強化し、住民への注意喚起を徹底し、まさに職員総動員体制で各種の対策に当たって参りました。

そうしたところ、本日までに4頭を、失礼致しました。本日までに5頭を捕獲したことは周知の通りでございますが、町内では今なお、出没状況が続いております事から、対策を更に拡充し強化しなくてはいけません。

また、一定の条件を満たせば市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行されました。

こうした状況を踏まえ、町は、対策の長期化と、対策の範囲を町内全域まで確定、拡大、拡大させることを見据え、8月15日付で専決処分しました既存事業を増額し、実施隊員の銃猟に係る報酬や費用弁償のほか、捕獲資機材用保管倉庫の新設、熱センサーや赤外線カメラを搭載する高性能ドローン、サーマルカメラの導入、捕獲用箱ワナの追加購入等に係る経費を措置することと致しました。補正額は、778万5千円。全額一般財源です。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第4号、江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和6年度介護保険料給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、700、失礼致しました、7,404万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億4,920万4千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ、12億5,380万8千円となるものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えーそれでは、議案第4号について、ご説明させて頂きます。議案書55ページの補正予算構成表でご説明致します。

事業名、令和7年度介護給付費負担金等精算事務でございます。

介護保険会計の財源である国庫・道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和6年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書63ページをご覧下さい。記載にある、あります通り、返還金は7,404万1千円のうち、1千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分4,673万3千円、地域支援事業費国庫交付金分266万7千円、道に対する返還金として、介護給付費等費負担金分683万円、地域支援事業費道費交付金分155万2千円、社会保険診療報酬支払基金として診療報酬支払基金介護給付費分1,389万6千円、診療報酬支払基金地域支援事業費分236万3千円となっており、補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案に

賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。